

# バランスングループ（BG）の考え方について

平成27年12月  
九州電力株式会社  
ネットワークサービスセンター

## ■ バランシンググループ：

- インバランスを算定する対象となる単位
  - 小売電気事業者のバランシンググループ：「需要バランシンググループ」
  - 発電者のバランシンググループ：「発電バランシンググループ」

## ◆ 需要バランシンググループの例

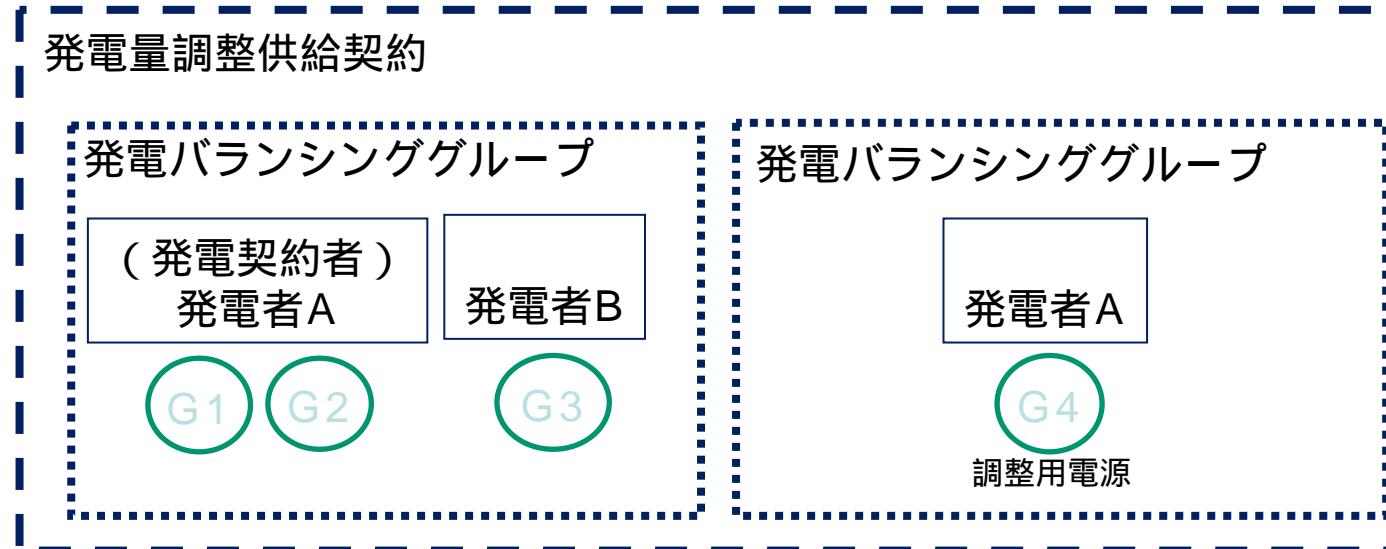
- ✓ 1つの接続供給契約 = 1つの需要バランシンググループ
- ✓ バランシンググループは、供給区域内で構成
- ✓ 契約者（この場合 小売A）が供給区域の一般送配電事業者と「接続供給契約」を締結
- ✓ 接続供給契約（需要バランシンググループ）単位で各種計画を提出
- ✓ 託送料金等の授受は、契約者（この場合、小売電気事業者A）と一般送配電事業者間で実施

接続供給契約 = 需要バランシンググループ

(契約者)  
小売電気事業者A

## ◆ 発電バランスシンググループの例

- ✓ 1つの発電量調整供給契約 = 1つまたは複数\*のバランスシンググループ = 1つまたは複数の発電所
- ✓ バランシンググループは、供給区域内で構成
- ✓ 発電バランスシンググループには複数の発電者、発電所（発電機）を含むことが可能  
(調整用発電所は単独の発電バランスシンググループとする)
- ✓ 1つの発電所が複数のバランスシンググループに属することも可能
- ✓ 発電契約者（この場合 発電者A）が供給区域の一般送配電事業者と「発電量調整供給契約」を締結  
(複数の発電バランスシンググループを束ねることが可能)
- ✓ 発電量調整供給契約単位で各種計画を提出
- ✓ 発電計画と発電実績の差分電力量（インバランス）は、バランスシンググループ単位で算定



## 特例バランスシンググループの設定および運用

- ▶ FITに係る発電バランスシンググループについては、以下の表の区分に仕訳けてバランスシンググループを組成していただきます。

回避可能費用	特例制度		特例制度	(参考) 特例制度非適用
	変動電源 (太陽光、風力)	非変動電源 (水力、地熱、バイオマス)		
激変緩和措置				
市場価格				

- ✓ 回避可能費用での区分  
「激変緩和措置」「市場価格変動」により、BGを区分する必要があります。
- ✓ インバランスリスク単価での区分  
特例制度「変動電源」「非変動電源」では、インバランス発生率が異なり、インバランスリスク単価が異なるため、BGを区分する必要があります。
- ✓ 計画想定主体・インバランス料金  
「特例制度」「特例制度」では、計画想定主体が異なり、インバランス料金が異なるため、BGを区分する必要があります。
- ✓ 計画提出主体での区分  
「特例制度」は、小売電気事業者が発電・販売計画を提出する必要があるため、BGを区分する必要があります。

## <スイッチング支援システム利用時の注意点>

### 発電バランスシンググループの指定について

- スイッチング支援システムを通じた各種異動申込と同時に、発電バランスシンググループ（以下、「発電B G」と記載）を指定すること（例えば、FIT特例 の発電B GやFIT特例 の発電B Gの指定）は現時点ではできません。
- つきましては、以下の方法により、発電B Gを指定いただく必要がございます。

一般送配電事業者と発電量調整供給契約書を締結する時点で、予めスイッチング支援システムを通じた各種異動申込時に登録する発電B Gを定めていただきます。

により予め指定した発電B Gと、異なる発電B Gの指定を希望される場合は、一般送配電事業者に、別途申し出をしていただき、一般送配電事業者にて登録を実施いたします。

